

奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項及び第六項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第四十六条第五項第二号ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。